

新しい長野県史編さん大綱

令和7年3月19日策定

第1 趣旨

この大綱は、新しい長野県史（以下「新県史」という。）の編さんに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 編さんの基本姿勢

長野県に関わる人々（以下「県民」という。）の第二次世界大戦後（以下「戦後」という。）の多様な歩みとその特色を、県民参加による幅広い資料の調査・収集や市町村及び関係諸機関との連携を通じて、多面的多角的に明らかにし、歴史を後世の幅広い世代に語り伝える。

第3 編さんの目的

- 1 県民の戦後の多様な歩みとその特色を、後世の幅広い世代に語り伝える。
- 2 県民共有の財産である貴重な資料の調査・収集を行い、その保存と活用を図る。
- 3 本県の教育及び文化の振興に寄与するとともに、歴史研究及び資料の保存と活用を担う人材を育成する。

第4 編さんの方針

- 1 本県の戦後の歴史を日本及び世界の歴史に位置づけ、その特色を示す。
- 2 最新の調査・研究の成果を広く取り入れた高度な学術水準を保つものとする。
- 3 叙述の根拠を示す出典を明示し、できる限り平易な表現で記述するとともに、写真、地図、統計資料、音声、映像などを活用し県民に広く親しまれるものとする。
- 4 県民に対し資料提供を呼びかけ、県民参加による幅広い資料の調査・収集を行い、市町村及び関係諸機関と連携してその保全を図るとともに、特徴的な資料を重点的に収録する。
- 5 新県史編さん後も資料の調査・収集を継続し、その成果が広く活用されるような環境の整備を、市町村及び関係諸機関と連携して取り組む。
- 6 編さんを通じて、歴史研究及び資料の保存と活用を担う人材を育成する。

第5 県民に親しまれる新県史

- 1 県民が幅広く利活用ができるようデジタル技術の活用に努めるとともに、次世代が学び、親しみやすいものとする。
- 2 ワークショップの開催や編さんの進捗状況の広報等により、編さん過程を広く公開して県民の関心を高めるとともに、資料の調査・収集への県民参加を促す。

第6 新県史の構成

戦後を主たる対象とする現代史を中心とした通史編及び資料編のほか、本県の歴史を踏まえた特色あるテーマと、既刊県史を補う最新研究を中心とした特別編で構成する。

第7 編さんの期間

令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間を目途に行うものとする。

第8 編さんの組織

- 1 編さんに関する重要事項を検討するため、県史編さん委員会（仮称）を置く。
- 2 県史編さん委員会の審議に基づき、新県史の編さんに関する企画、専門部会間の調整及び新県史の編集方針を定めるため、県史編集委員会（仮称）を置く。
- 3 県史編集委員会による編集方針に基づき、新県史の編さんに必要な資料の調査、執筆及び編集等を行うため、分野別の専門部会（仮称）を置く。

第9 編さんに係る庶務

編さんに係る庶務は、県民文化部文化振興課において行う。

第10 その他

この大綱に定めるもののほか、新県史の編さんに関して必要な事項は別に定める。